

## ■積立定期預金規定■

【2020年4月1日現在適用中】

### 1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1ヵ月前まで毎月一定の日に預け入れができます。
- (2) この預金の預け入れは通帳表紙内側記載の所定額とします。
- (3) この預金の預け入れは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れができます。ATM（自動入金引出機）でも預け入れができます。また、預金口座振替の方法により、預け入れができます。（通帳表紙内側に積立日および引落口座を記載します。）

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以降に利息とともに支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡証券類は、当該受入の記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金M型利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって、2年ごとに利息計算日を定め、計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額についてはその預入日または利息計算日における期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金M型利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預け入れられる金額についてはその預入日（すでに預け入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項の規定によりこの預金を解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表に定める利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。別表に定める中途解約利率は、金融情勢その他の理由により変更する場合があります。変更後の中途解約利率は、変更日以後に預け入れられる金額（すでに預け入れられている金額については、変更日以後に利息計算日が到来した金額）から適用します。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 6. (預金の解約等)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為

### 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を

除き、当行は責任を負いません。

- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、この預金が個人預金の場合には、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 10. (盗難通帳による払戻し等) (本条の適用は預金者が個人の場合に限定します。)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、「不正な払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して不正な払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ① 不正な払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A. 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻し額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、不正な払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に記名押印のうえこの通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 中間利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払い日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息の差額を精算するものとします。
  - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等は支払を要しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 13. (領収方法等)

この預金のお預け入れのときは、当行所定の機械記帳または領収印を押印します。なお、預金口座振替の方法による預け入れの場合は、引落口座の通帳(引落口座が当座勘定の場合は、当座勘定照合表)にこの預金の引落の表示を行う方法によります。その他の方法による預け入れには当行は責任を負いません。

### 14. (規定の準用)

通帳表紙内側記載の種別が「総合口座」の場合、この規定のほか総合口座取引規定により取扱います。また、「お積立の明細」を担保明細と兼用します。なお、この規定に記載されない事項につきましては総合口座取引規定、定期預金共通規定、および自由金利型定期預金M型(スーパー定期)規定、中途解約利率別表等を準用します。

### 15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

#### [ 中途解約利率別表 (積立定期預金) ]

利息計算期間		1ヶ月以上 1年未満の 利息計算期間	1年以上 2年未満の 利息計算期間	2年以上 3年未満の 利息計算期間
預入(または最後の利息計算日)後 経過した期間				
a	6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率		
b	6ヶ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×50%
c	1年以上 1年6ヶ月未満		約定利率×70%	約定利率×70%
d	1年6ヶ月以上 2年未満		約定利率×70%	約定利率×70%
e	2年以上 2年6ヶ月未満			約定利率×70%
f	2年6ヶ月以上 3年未満			約定利率×70%

#### [ 積立定期預金利息計算方法 ]

- ① 満期日から逆算して「2年」目ごとに利息計算日を設定し、この利息計算日に利息を元金に組入れます。
- ② 各預入分の利息計算日は、預入日から2年以上で、最も近い利息計算日とします。ただし、各預入分について、預入日から1年以上2年未満の間に利息計算日がある場合は同利息計算日を当該預入分の利息計算日とします。(この分は1年レートを適用します)
- ③ 満期日までの期間が3年未満の預入分は、利息計算日がありません。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会  
 連絡先：全国銀行協会相談室  
 電話番号：0570-017109または03-5252-3772